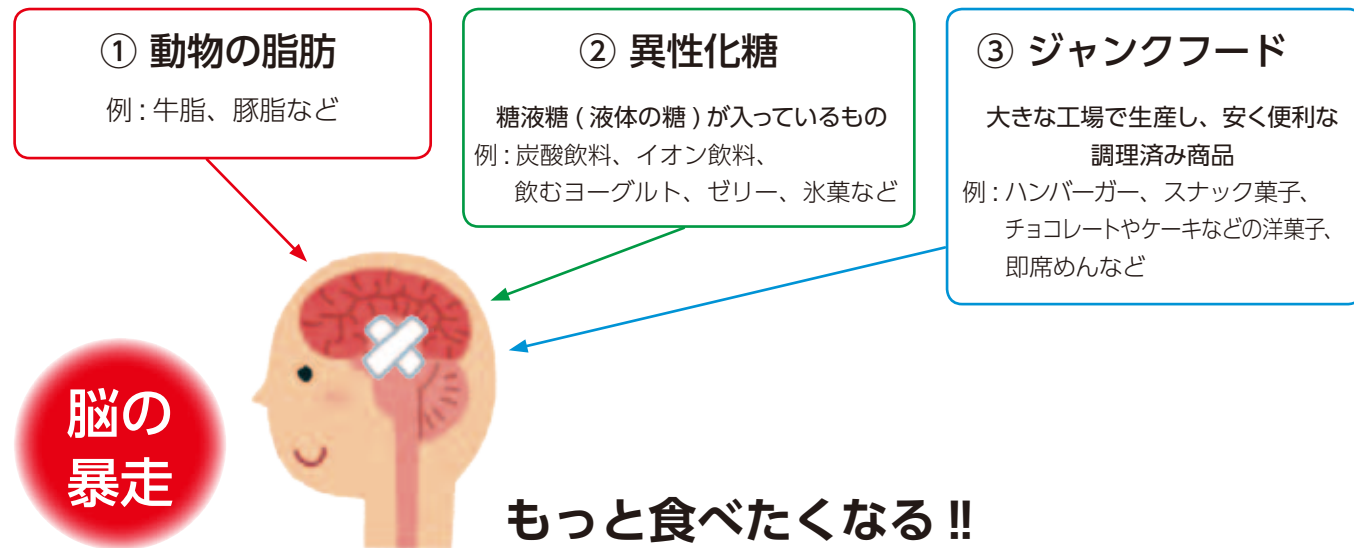


けんこうだより

脳が変わると、カラダも変わる!?

最近の研究で、普段食べている食品により、脳が本来の機能を果たせず暴走し、その結果さらに食欲が止まらない仕組みがあることが分かりました



欲しがる脳をどうコントロールしたらいいか…



住民健診までの2か月、普段食べているものを見直してみましょう！

住民健診では、がん検診もあわせて出来ます!!
令和3年度も数人にがんが見つかっています。
年に1度は特定健診とあわせてがん検診を受けましょう



国民健康保険(国保)の手続き

国保は、加入者が普段から出し合う保険税などで病気やケガをした時の医療費負担を軽くする、助け合いの制度です。就職・退職・進学などにより加入・脱退する場合は、国保の手続きが必要になります。必要書類など、詳しくはお問い合わせください。



加入するとき

- ☐ 職場の健康保険をやめた
- ☐ 健康保険の被扶養者から外れた
- ☐ 他の市町村から転入した
- ☐ 子どもが生まれた

脱退するとき

- ☐ 職場の健康保険に入る
- ☐ 家族の健康保険の被扶養者になる
- ☐ 町外に転出する
- ☐ 被保険者が亡くなった

脱退手続きが遅れると…

手続きが完了するまでそのまま国保税が課税されます。また、保険証がない間の医療費は全額負担になる場合があります。

マル学被保険者証

就学のため町外に住所を移すときは、通常の被保険者証の代わりにマル学被保険者証を発行します。

◆**必要書類** 在学証明書(合格通知書)、マイナンバーカード(通知カード)

令和4年度国保税の主な変更点

① 未就学児に係る被保険者均等割額の減額

子育て世帯の経済的軽減のため、未就学児の均等割額税が5割減額されます。低所得世帯の場合は、軽減後の額から5割を減額されます。

② 国保税の賦課限度額の引き上げ

国保税の基礎課税額に係る課税限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る限度額が18万円から20万円に引き上げられます。介護納付金分は17万円から変更ありません。

後期高齢者医療制度の手続き

75歳以上の人は後期高齢者医療制度の対象となり、これまでの健康保険から自動的に移行します。また、一定の障がいがある65歳から74歳までの人も、申請により後期高齢者医療制度に移行できます。

令和4・5年度の保険料率

保険料は、被保険者一人ひとりに課せられます。
保険料率は県内均一で、2年ごとに見直されます。

県内の保険料率	
均一割率	54,000 円
所得割率	10.26%

$$\text{保険料額(年額)} = \text{均等割額 } 54,000\text{円} + \text{所得割額(総所得金額等} - 43\text{万円)} \times \text{所得割率} 10.26\%$$

※所得が低い人に対しては、均等割額の軽減が適用されます。

保険税の納め方

次のどちらかの方法で保険料を納めていただきます。なお、令和3年10月2日以降に75歳の誕生日を迎えた人は、令和4年度の途中から特別徴収に切り替わります。

◆**特別徴収** (年金からの天引き) → 4月から開始

◆**普通徴収** (口座振替または納付書払い) → 7月から開始

【お問い合わせ先】 町民課 保健予防係(健康センター) ☎52-7154

【お問い合わせ先】 町民課 国保年金係 ☎52-5851